

企業会計審議会「中間的論点整理」(案)に対する意見

2012年6月21日 山崎彰三

中間的論点整理(案)で示された、連単分離及び非上場中小企業の適用除外の方向は、現状では現実的な判断と思われる。

日本公認会計士協会は従来から、IFRSの適用については、日本市場における比較可能性の観点等から、金商法連結についてIFRSを強制適用すべきであり、最終目標を明らかにせず制度上3つの会計基準を認めている現在の状態は、国際社会からの信頼を受けにくいものであり、さらにIFRSの適用にあたっては、各企業の準備状況を鑑み、一部又は段階等の強制的適用の方向性を明確に打ち出すべきであることを主張している。IFRSを我が国に導入する時期については、新たな会計基準の適用と同様に、本来、利用者・作成者等関係者の状況に基づき、我が国独自の判断として定めなければならない。ただし、2012年年央のこの時点で結論を出さないでおくということに関しては、やむを得ないと思われる。

IFRSの任意適用は2009年の中間報告ですでに認められ、徐々に任意適用をする企業も増えてきている。日本として任意適用を長期間続けるということは、2009年中間報告から一歩も進歩しないまたは出来ないということであり、国際的にIFRS適用国として信頼を得ることはできず、今後のIFRS開発プロセスにおいて劣後的地位に甘んじることになる。これは、絶対に避けなければならない状況である。

なお、段階的強制適用を前提として、強制適用の対象になった企業がIFRSを適用できないという場合は、利用者に対して適用できない理由及び何時から適用する計画であるかを開示することを求めるべきではないか。